

令和3年度「経営診断受診促進事業」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 事業の趣旨

様々な経営課題を抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、全ト協または鳥ト協が推薦する中小企業診断士等による「総合的な経営診断(ステップ1)」を行う。さらに、その結果をベースに、経営改善に係る助言を行う「経営改善相談(ステップ2)」を実施します。

ご希望の中小企業診断士等(含む税理士)があれば鳥ト協へご連絡下さい。

ただし、全ト協標準経営診断システムによる経営診断の了承が取れた場合に限りです。

2. 事業の内容

経営改善に取り組む事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な「総合的な経営診断(ステップ1)」を実施する場合に、経営診断費用の全額(除く、消費税)を助成します。

「総合的な経営診断(ステップ1)」の後、診断士に具体的な経営相談、助言を希望する事業者が「経営改善相談(ステップ2)」を実施する場合に、経営相談費用の全額(除く、消費税)を助成します。

3. 申込み受付期間

令和3年6月1日～令和3年12月24日

申込先着順での受付です。

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

ただし、4の診断費用が令和4年2月28日までに支払われること。

4. 診断費用

① 総合的な経営診断(ステップ1) 16万円(消費税別)

専門家を派遣して総合的な経営診断を実施し、経営実態の把握と課題抽出等を図る。

② 経営改善相談(ステップ2) 5万円(消費税別)

ステップ1「標準経営診断書」をベースに、トラック運送事業の経営診断に豊富な経験を持つ専門家により経営改善に係る助言を行う。

③ 診断士の交通費・宿泊費

5. 助成金額

4の診断費用全額(除く消費税)…全ト協と鳥ト協で負担します。

6. 助成要件

全ト協または鳥ト協が推薦する中小企業診断士等が実施する「全ト協標準経営診断システム」による診断を受診すること。

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

経営診断受診促進事業助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会

平成29年3月22日改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)が行う、総合的な経営診断の受診を促進するための助成金(以下「助成金」という。)交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、鳥ト協会員の中小トラック運送事業者(以下「会員事業者」という。)であって、中小企業診断士等が実施する(公社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)標準経営診断システムによる総合的な経営診断(以下「経営診断」という。)および、経営診断結果に基づく経営改善相談(以下「経営改善相談」と

いう。)を受診した会員事業者(以下「受診事業者」という。)とする。

2 前項の中小企業診断士等は、全ト協との契約がある者または鳥ト協が推薦し全ト協が認めた者とする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、各年度の別途指定する期間の、経営診断受診料および経営改善相談料および交通費・宿泊費等とする。

ただし、経営診断受診料および経営改善相談料は、全ト協が契約した中小企業診断士等との料金を上限とする。

2 前項の助成対象経費の消費税は助成の対象外とする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前3条の助成対象経費全額とする。

ただし、全ト協助成金が受けられる場合は、全ト協助成金を優先し残る助成金を交付金会計で交付する。

(経営診断・受診申込み)

第5条 会員事業者が経営診断を受診しようとするときは、適用の可否について鳥ト協の確認を得た上で、様式1の「経営診断受診申込書」(以下「診断申込書」という。)を、別途指定する日までに鳥ト協に提出する。

ただし、予算の範囲内とする。

(経営診断・受診申込み受付通知)

第6条 全ト協または鳥ト協が認めたときは、鳥ト協は、様式4の「経営診断受診申込受付通知書」により、会員事業者に通知する。

(経営診断・助成金交付請求)

第7条 受診事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、経営診断の受診完了後、様式5の「経営診断受診促進助成金交付請求書」(以下「診断請求書」という。)を、直ちに鳥ト協に提出しなければならない。

2 前項の診断請求書に必要な添付書類は、別に定める。

(経営診断・助成金交付)

第8条 鳥ト協は、前条の診断請求書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、必要に応じて全ト協へ助成金請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、受診事業者へ助成金を交付する。

2 鳥ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(経営改善相談・申込み)

第9条 経営診断受診後、受診事業者が経営改善相談を希望するときは、様式7の「経営改善相談申込書」(以下「相談申込書」という。)鳥ト協に提出する。

(経営改善相談・申込み受付通知)

第10条 全ト協または鳥ト協が認めたときは、鳥ト協は、様式10の「経営改善相談受付通知書」により受診事業者に通知する。

(経営改善相談・助成金交付請求)

第11条 受診事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、経営改善相談終了後、様式11の「経営改善相談助成金交付請求書」(以下「相談請求書」という。)に中小企業診断士等が作成した経営改善相談実施記録を添付の上、直ちに鳥ト協に提出する。

2 経営改善相談実施記録以外の前項の相談請求書に必要な添付書類は、別に定める。

(経営改善相談・助成金交付)

第12条 鳥ト協は、前条の相談請求書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、必要に応じて全ト協へ助成金請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、受診事業者へ助成金を交付する。

2 鳥ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(経営診断受診・経営改善相談申込みの取下げ)

第13条 経営診断受診申込受付後または経営改善相談申込受付後に会員事業者が経営診断受診または経営改善相談を辞退する場合、会員事業者は、速やかに様式7の「経営診断受診・経営改善相談取下届出書」を鳥ト協に提出する。

(助成金の返還)

第14条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は鳥ト協が別に定める。

また、全ト協の助成金については、全ト協が定めた経営診断受診促進事業助成金交付要綱および要領も適用する。

附 則

本要綱は平成25年4月1日より改正する。

本要綱は平成29年4月1日より改正する。